

# 知的財産案件審理法

2007年01月09日制定  
2007年03月28日公布  
2008年07月01日施行  
2011年11月04日改正  
2011年11月23日公布  
2012年09月06日施行  
2014年05月20日改正  
2014年06月04日公布  
2014年06月06日施行  
2021年11月23日改正  
2021年12月08日公布  
2021年12月10日施行  
2023年01月12日全文改正  
2023年02月15日公布  
2023年08月30日施行

## 第一章 総則

### 第1条

専門的、適切及び迅速に知的財産案件を審理する訴訟制度を構築し、知的財産及びそれに関連する権益を保証するため、本法を制定する。

### 第2条

知的財産案件の審理は、本法の規定によるものとし、本法に規定がない場合、それぞれ民事訴訟、刑事訴訟又は行政訴訟手続が適用すべき法律によるものとする。

### 第3条

本法にいう知的財産裁判所とは、知的財産及び商業裁判所を指し、知的財産法廷、商業法廷とは、知的財産裁判所の知的財産法廷、商業法廷を指す。

本法にいう知的財産案件とは、次に掲げる各号の案件を指す。

1. 知的財産民事事件。
2. 知的財産刑事事件。
3. 知的財産行政事件。

4. その他の法の規定によるもの又は司法院の指定により知的財産裁判所が管轄する案件。

#### 第4条

本法にいう営業秘密とは、営業秘密法第2条に定める営業秘密を指す。

#### 第5条

当事者、代表者、管理人、代理人、弁護士、補佐人、参加人、証人、専門家証人、鑑定人、査証人、特約通訳、専門家又はその他の訴訟関係者の居所と裁判所との間に音声及び映像を相互に伝送する科学技術設備があり、直接審理ができる場合、裁判所が適切と認めた時、申立て又は職権により当該設備を以ってこれを為すことができる。

前項の状況につき、裁判所は先に当事者の意見を求めなければならない。

第1項の申立てが棄却された場合、不服を声明することはできない。

第1項の状況につき、その期日通知書又は召喚状に記載する出頭場所は、当該設備の所在場所とする。

第1項により手続きを進めた際の筆録又はその他の文書に署名をしなければならない場合、裁判所がリモートで伝送し、内容を確認した上で署名した後、科学技術設備を以って裁判所に送り返し、その効力は署名後の筆録又はその他の文書と同じものとする。

第1項の審理及び前項の書類伝送作業弁法は、司法院がこれを定めるものとする。

#### 第6条

裁判所は必要な時に、技術審査官に対し、次に掲げる職務の執行を命ずることができる。

1. 訴訟関係を明確にするため、事実上及び法律上の事項について、専門知識に基づき当事者に説明又は質問する。
2. 証人、専門家証人又は鑑定人に直接質問する。
3. 本案について裁判官に意見陳述を行う。
4. 証拠保全時の証拠調査に協力する。
5. 保全手続又は強制執行手続において協力する。
6. 査証人が査証を実施する際に協力する。

裁判所は技術審査官に執行した職務成果について報告書を作成するよう命ずることができる。ただし、案件が複雑であることから必要な場合は、中間報告書及び最終報告書に分けて作成するよう命ずることができる。

技術審査官が作成した報告書は、裁判所が必要と認めた場合、全部又は一部の内容を公開できる。

裁判所は技術審査官が提供したことから知り得た特殊な専門知識について、当事者に弁論の機会を付与して始めて裁判の基礎とすることができる。

## 第7条

技術審査官の忌避は、それが参与した手続きに基づき、裁判官忌避に関するそれぞれの手続の規定を準用する。

## 第二章 知的財産民事事件手続

### 第8条

民事訴訟法第二編第3章、第4章の規定は、知的財産民事事件手続に適用しないものとする。

### 第9条

知的財産及び商業裁判所組織法第3条第1号、第4号に定める第一審民事事件は、知的財産裁判所の専門管轄とし、かつ訴えの追加又はその他の変更により影響を受けない。ただし、民事訴訟法第24条、第25条で定める状況の際、当該裁判所も管轄権を有する。

前項の民事事件の全部又は一部が労働事件法第2条第1項規定の労働事件に関わる場合、知的財産裁判所が管轄するものとする。

知的財産法廷による前項の民事事件の審理は、本法の規定によるものとし、本法に規定がない場合、労働事件法の規定を適用する。ただし、労働事件法第4条第1項及び第2章の規定はこれに適用しない。

第1項の民事事件の全部又は一部が、商業事件審理法第2条規定の商業訴訟事件に関わる場合、知的財産法廷は申立て又は職権により商業法廷に審理移送の裁定を下すものとする。

知的財産法廷は、前項の裁定を下す前に当事者へ意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、裁判所が不相当と認めた場合、これに限らない。

第4項の申立てが棄却された場合、不服を声明することはできない。

商業法廷審理第4項の民事事件の審理は、商業事件審理法の規定によるものとし、商業事件審理法に規定がない場合は、本法の規定を適用する。

### 第10条

知的財産民事事件について、次に掲げるいずれかの状況である場合、当事者は

訴訟代理人として弁護士に委任しなければならない。ただし、当事者又はその法定代理人が裁判官、検察官、弁護士の資格を有する場合、これに限らない。

1. 第一審民事訴訟事件について、その訴訟対象の金額又は価額が民事訴訟法第466条に定める控訴できる第三審の額を超える。
2. 専利権、コンピュータプログラム著作権、営業秘密に関わる第一審民事訴訟事件。
3. 第二審民事訴訟事件。
4. 提訴前の証拠保全申立、保全手続及び前3号の訴訟事件で発生したその他の事件の申立又は抗告。
5. 前4号の再審事件。
6. 第三審裁判所の事件。
7. その他の司法院が定める弁護士に訴訟代理人を委任すべき事件。

前項規定について、次に掲げる各号事件はこれに適用しない。

1. 代理人報酬金の算定の申立て。
2. 訴訟上の救助の申立て。
3. 訴訟代理人として弁護士を選任する申立て。
4. その他司法院が定める事件。

第1項第1号の訴訟対象の金額又は価額について、通常共同訴訟人はそれぞれこれを計算するものとする。

第1項第1号の状況において、訴えの限縮、変更のため、その訴訟対象の金額又は価額がその額に達しない場合、影響を受けない。

当事者の配偶者、三親等内の血族、二親等内の婚族、又は当事者が法人、中央又は地方機関に属する時、その所属する専任人員が弁護士資格を有し、並びに裁判所が適当であると認める場合も第1項の訴訟代理人となることができる。

第1項のただし書き及び前項の状況について、控訴、上告、申立て、抗告又は委任時にこれを釈明しなければならない。

## 第11条

前条第1項本文の事件について、当事者が訴訟代理人に委任する資力がない場合、訴訟上の救助の規定により、裁判所へ訴訟代理人弁護士の選任の申立てをすることができる。

当事者が提起した控訴又は抗告で、前項の規定により申し立てる場合、原審の裁判所は訴訟の調書を上級審裁判所に送付しなければならない。

第1項の訴訟代理人弁護士の選任弁法は、司法院が法務部及び全国弁護士連合会等の意見を参酌しこれを定める。

## 第 12 条

第 10 条第 1 項の事件について、別途規定がある場合を除いて、訴訟代理人の訴訟行為により効力が発生する。

控訴、上告、申立て又は抗告について、第 10 条第 1 項、第 5 項規定に基づかず訴訟代理人を委任、又は第 5 項規定により委任したが、裁判所が不相当と認めた場合、裁判長は期限を定め、補正をするよう命じなければならない。期限内に補正せず、前条第 1 項に基づかず申立てをした場合、裁判所は棄却の裁定を下さなければならない。

被告、被上告人、相手方が第 10 条第 1 項、第 5 項規定に基づかず訴訟代理人を委任する、又は第 5 項規定により委任したが、裁判所が不相当と認めた場合、裁判長は期限を定め、それを補正するよう命じなければならない。

当事者が前 2 項の規定に基づき補正をした場合、その訴訟行為は訴訟代理人の追認により、行為の時に遡ってその効力を生ずる。期限を過ぎて補正をした場合、追認時より効力を生ずる。

## 第 13 条

第 10 条第 1 項本文の事件について、訴訟代理人は当事者と同じ期日に出席し、裁判長の許可を得たあと、当事者は口頭により陳述ができる。

前項の許可は、裁判長が随時、裁定により取消することができる。

当事者は訴訟代理人に委任すべきであるにも関わらず委任していない、又は委任した訴訟代理人が出席しなかった場合、欠席とみなす。

第 1 項の状況において、当事者は次に掲げる訴訟行為を行うことができる。

1. 自認。
2. 和解又は調停の成立。
3. 提訴又は申立ての取下げ。
4. 上告又は抗告の取下げ。

## 第 14 条

訴訟代理人の行い又はそれに対する訴訟行為は、当事者本人に対し直接効力が生じる。ただし、訴訟代理人が行う自認又は事実上の陳述について、出席した当事者本人が即時取消し又は訂正する場合、これに限らない。

訴訟代理人は訴訟行為について故意又は過失がある時、当事者本人は自己の故意又は過失として同様の責任を負わなければならない。

## 第 15 条

第 10 条第 1 項本文及び第 11 条第 1 項の弁護士報酬は、訴訟又は手続費用の

一部とし、並びにその上限額を設けなければならない。その支給の基準は、司法院が法務部及び全国弁護士連合会等の意見を参酌してこれを定める。

## 第 16 条

第 10 条第 1 項第 2 号～第 7 号の専利権訴訟事件について、裁判長の許可を経た場合、当事者は訴訟代理人として弁理士にも合併委任することができる。

前項の許可は、裁判長が随時、取消しの裁定を下すことができ、並びに訴訟を委任された者に送達しなければならない。

第 1 項の状況について、弁理士は弁護士と共同で法廷にて訴訟行為を行わなければならない。ただし、裁判長の許可を経た場合は、これに限らない。

弁理士の訴訟行為と弁護士の訴訟行為が抵触する場合、効力を生じない。

弁理士報酬は、訴訟又は手続費用の計算に盛り込まれない。

## 第 17 条

第 10 条、第 12 条～第 14 条及び第 16 条の規定は、参加人がこれを準用する。

参加人の弁護士及び弁理士報酬は、訴訟又は手続費用の計算に盛り込まれない。

## 第 18 条

裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号～第 3 号、第 5 号の事件を審理、又はその他の事件で案件が繁雑である又は必要がある場合、当事者と相談して審理計画を決定しなければならない。

前項の審理計画は次に掲げる事項を定め、並びに筆録を明記しなければならない。

1. 争点整理の期日又は期間。
2. 証拠調査の方法、順序及び期日又は期間。

第 1 項の審理計画は、次に掲げる事項を定め、並びに筆録を明記することができる。

1. 特定の争点について、攻撃又は防御方法を提出する期間。
2. その他計画進行中の訴訟手続に必要な事項の期日又は期間。

前 2 項で合意に達した審理計画事項に基づき、訴訟の進行状況、又はその他の状況により必要と認めた場合、裁判所は当事者と相談して変更し、並びに筆録を明記することができる。

当事者が書面で裁判所に明確に説明した合意を経た審理計画、又は審理計画の変更事項が、裁判所において制定又は変更された場合、当事者へ告知又は次回期日に筆録にて明記しなければならない。

裁判所は審理計画により訴訟手続を進行し、必要な時に、裁判長は当事者の意見を聴取後、別途特定事項について、攻撃又は防御方法を提出する期間を定めることができる。

当事者が第3項第1号又は前項の期間を過ぎて攻撃又は防御方法を提出した場合、裁判所はこれを棄却することができる。ただし、当事者が訴訟を遅延しない又は自己の責めに帰することのできない事由があると積明する場合は、これに限らない。

前項の状況を除いて、当事者が審理計画事項に違反した場合、裁判所は申立て又は職権により当該当事者に書面を以ってその理由を説明するよう命じることができ、説明をしなかった場合、裁判所は判決時に全弁論の主旨よりこれを参酌することができる。

## 第19条

専利権侵害事件について、裁判所が事実の真偽を証明すべきと判断する際、当事者の申立てにより査証人を選任し、相手方又は第三者が所持し、又は管理する書類又は装置設備について査証を実施できる。ただし、査証実施に要すべき時間、費用又は査証を受ける者の負担が明らかに不相当なものとなる場合、この限りではない。

前項の査証の申立ては、書面を以って次に掲げる事項を明確に記載しなければならない。

1. 特許権が侵害を受けた又は侵害を受けるおそれがある相当な理由。
2. 申立人が自ら又はその他の方法によって証拠の収集を行うことができない理由。
3. 技術審査官に対し査証人に協力し査証実施するよう命じる必要性。
4. 査証対象物と所在地。
5. 立証されるべき事実及びこれと査証により得られる証拠との関係。
6. 査証実施に関わる事項、方法及びその必要性。

前項第1号～第3号の事項は、これを積明しなければならない。

裁判所は第1項の裁定前に、当事者又は第三者に意見陳述の機会を与えなければならない。

査証を認める裁定は、次に掲げる各号事項を記載しなければならない。

1. 査証人の氏名及び査証に協力する技術審査官の氏名。
2. 査証対象物と所在地。
3. 査証を実施する理由、事項及び方法。

第1項の申立て棄却の裁定に対し、抗告することができる。

## 第 20 条

当事者又は第三者と民事訴訟法第 32 条の各号のいずれかの状況がある場合、査証人になることはできない。

査証人は前条第 5 項の裁定を受けた後 5 日以内に、書面を以って次に掲げる各号の事項を開示して裁判所に提出し、裁判所は当事者又は第三者に送達しなければならない。

1. 学歴・経歴、専門分野又はその専門知識の経験に基づいて過去に参加したことのある専利権侵害訴訟、訴訟ではない又は裁判所の調停手続の事例。
2. 直近 3 年以内に当事者、参加人、補佐人、法廷代理人、訴訟代理人又は査証を受ける第三者と学術上又は業務上における分業又は協力関係があったか否か。
3. 直近 3 年以内に当事者、参加人、補佐人、法廷代理人、訴訟代理人又は査証を受ける第三者から金銭報酬又は資金援助を受領したか否か、及びその金額又は価値。
4. 当該事件について、その他の金銭報酬又は資金援助を受領したか否か、及びその金額又は価値。

査証人の除斥は、民事訴訟法第 331 条～333 条の規定を準用する。

## 第 21 条

第 19 条第 5 項の裁定について、次に掲げるいずれかの状況がある場合、裁判所は職権によりこれを取り消すことができる。

1. 第 19 条第 1 項のただし書きに定めた状況が生ずる。
2. 前条第 1 項規定に違反する。
3. 前条第 2 項の開示規定に違反し、査証人の客観性又は公正性に影響を与えるおそれがある。
4. 前条第 2 項第 2 号～第 4 号で定める利害関係により、査証人の客観性又は公正性に影響を与えるおそれがある。

前項の状況について、当事者又は第三者が知悉した日より 7 日以内に裁判所へ第 19 条第 5 項の裁定の取消しの申立てることができる。

前 2 項の取消しの裁定に対し、不服を申し立てることはできない。

第 2 項申立ての棄却の裁定に対し、抗告することができる。

## 第 22 条

査証人は査証に先立ち宣誓を行い、宣誓書には必ず公正、誠実に査証を行うと記載しなければならない。虚偽の査証があった場合、偽証の処罰を受ける等の語を記載しなければならない。



査証人は、査証を実施するに際し、査証対象物の所在地に立ち入り、書類又は装置設備に対し、裁判所が許可する査証方法を行うほか、査証を受ける者に対し、質問又は必要な書類の提示を求めることもできる。

前項の査証行為は、査証人が査証を実施する際に技術審査官が協力するために必要で有る場合も行うことができる。

査証を受ける者が、正当な理由なく査証実施を拒絶又は妨害した場合、裁判所は、当該査証により立証されるべき事実に関する申立人の主張を事実と認めることができる。

前項の状況について、裁判所は当事者に弁論の機会を付与して始めて裁判の基礎とすることができる。

査証を受ける第三者が正当な理由なく査証実施を拒絶又は妨害した場合、裁判所は 10 万台湾元以下の罰金に処することができる。

前項の裁定に対して、抗告することができ、抗告中は執行を停止しなければならない。

## 第 23 条

査証人は査証実施後、査証報告書を作成し、裁判所へ提出しなければならない。

裁判所は査証報告書を受領後、査証報告書の写し又は電子ファイルを査証を受けた者に送達しなければならない。

査証報告書が営業秘密に関わる場合、査証を受けた者は査証報告書の写し又は電子ファイルの送達後 14 日以内に、裁判所に査証報告書の全部又は一部を当事者へ開示してはならないという裁定の申立てをしなければならない。

裁判所が前項の申立ての正当な理由の有無を判断するため、必要であると認めた場合、訴訟代理人又は査証を受けた者の同意を経た訴訟関係者に、査証報告書の全文又は一部を開示し、非公開の形でその意見を聴取することができる。

前項の状況について、裁判所は査証報告書の開示前に、査証を受けた者へ通知しなければならない。査証を受けた者が通知を受けた日から 14 日以内に、開示を受けた者に秘密保持命令を発する申立てをする場合、申立ての裁定確定前に開示してはならない。

第 3 項の開示禁止の原因が消滅した場合、開示禁止を受けた者は、裁判所へ当該裁定の取消しを申立てることができる。

第 3 項及び前項の裁定に対し、抗告することができる。第 3 項の申立てを却下する裁定及び前項申立を許可する裁定に対して、抗告中において、裁判所は当事者に査証報告書を開示してはならない。

## 第 24 条

前条第 3 項の状況において、査証を受けた者が期限を過ぎても申立てをしなかった、又は裁判所の査証報告書開示禁止の裁定を経していない場合、当事者は裁判所書記官に対し、査証報告書又はその電子ファイルの全部又は一部を閲覧、抄録、撮影又はその他の方法で複製、或いは費用予納で査証報告書の全部又は一部の正本、副本、抄本、又はその電子ファイルの付与を申立てることができる。

前項に規定する場合を除き、何人も裁判所書記官に対しこれを申立てることはできない。

## 第 25 条

査証人であった者が証人として尋問を受ける場合、査証を実施して知得した営業秘密に関する事項について、その証言を拒むことができる。

前項の状況は、査証人の守秘義務がすでに免除された場合には、証言を拒絶することはできない。

## 第 26 条

査証人の日当、旅費、報酬及びその他査証に必要な費用については、鑑定人の規定を準用し、並びに訴訟費用の一部とする。

## 第 27 条

第 19 条～前条までの規定について、コンピュータプログラム著作権、営業秘密侵害事件においてこれを準用する。

## 第 28 条

商業事件審理法第 47 条～第 52 条及び第 75 条の規定について、知的財産民事事件においてこれを準用する。

## 第 29 条

裁判所が既に知っている特別な専門知識について、当事者に弁論の機会を付与して始めて裁判の基礎とすることができる。

裁判長又は受命裁判官は、事件の法律関係について、当事者に争点を明確に説明しなければならず、並びに適時にその法的見解を表明し、適度に心証開示することができる。

## 第 30 条

裁判所の審理が、専利権により生じた民事訴訟事件で、専利請求の範囲の解釈において争議となった時、適時に申立て又は職権により専利権の文義範囲を特

定し、並びに適時に心証開示するものとする。

### 第 31 条

当事者が提出した攻撃又は防御方法が、当事者又は第三者の営業秘密に及ぶ時、当事者の申立てにより裁判所が適当であると認める場合、非公開裁判とすることができる。双方の当事者が非公開裁判に合意した場合も同様とする。

### 第 32 条

訴訟資料が営業秘密に及ぶ場合、裁判所は当事者の弁論権の行使に影響しない範囲内で、当事者又は第三者の申立てにより、訴訟資料の閲覧、抄録、撮影又はその他の方法での複製を不許可又は制限する旨の裁定を下すことができる。

前項の申立ては、書面により、またコード又は対応する証拠のコードネームを記載する方式でその申立範囲を特定しなければならない。

前項の申立書の正本又は副本は、緊急を有する、又は当事者又は第三者が重大な損害を受けるおそれがあるに足る場合を除いて、申立人は相手方、当事者又は第三者に直接通知しなければならない。

相手方、当事者又は第三者が前項書状の正本、又は副本を受領したことがあるか否かの争議の際、書状を提出した申立人が説明するものとする。

裁判所は第 1 項の裁定前に、相手方、当事者又は第三者に意見陳述の機会を付与しなければならない。

裁判所が前条の非公開裁判を行い、第 1 項の訴訟資料の閲覧、抄録、撮影又はその他の方法で複製する範囲及び方法等の事項について、司法院は行政院と共同でこれを定めるものとする。

### 第 33 条

前条第 1 項の不許可又は制限する旨の裁定の原因が消滅した場合、相手方、当事者又は第三者は、裁判所に当該裁定の取消し又は変更を申立てることができる。

前条第 1 項及び前項の裁定は、抗告することができる。抗告中に相手方、当事者又は第三者が訴訟資料の閲覧、抄録、撮影又はその他の方法による複製を申立てる場合、不許可とする。

前条第 1 項申立ての棄却及び第 1 項申立ての許可の裁定について、抗告中に、裁判所は訴訟資料の閲覧、抄録、撮影又はその他の方法による複製を不許可又は制限しなければならない。

前条第 1 項の閲覧、抄録、撮影又はその他の方法による複製により知悉した又は所有した営業秘密は、当該訴訟を実施する以外の目的で使用してはならな

い。

### 第 34 条

文書、検証物又は鑑定に必要な資料の所有者が、正当な理由なく裁判所の命令に従わず文書、検証物又は鑑定に必要な資料を提出しない場合、裁判所は 10 万台湾元以下の罰金に処する旨の裁定を下すことができる。必要な時には強制処分を命じる旨の裁定を下すこともできる。

前項の強制処分の執行は、強制執行法の物品の交付要求権執行に関する規定を準用する。

第 1 項の裁定は、抗告することができる。罰金に処する旨の裁定は、抗告中は執行停止しなければならない。

裁判所は、第 1 項の文書、検証物又は鑑定に必要な資料の所有者が提出を拒否する正当な理由を有するか否かを判断し、必要な時には依然としてその提出を命ずることができ、並びに非公開でこれを行う。

前項の状況につき、裁判所は当該文書、検証物又は鑑定に必要な資料を開示してはならない。ただし、訴訟関係者の意見を聴取するため、訴訟関係者に開示する必要がある場合には、この限りではない。

前項のただし書の状況につき、裁判所は開示前に、文書、検証物又は鑑定に必要な資料の所有者に通知しなければならない。所有者が当該通知を受領した日から 14 日以内に、開示を受ける者に秘密保持命令を出すよう申立てた場合、当該申立ての裁定が確定するまで開示してはならない。

### 第 35 条

専利権、コンピュータプログラム著作権、営業秘密を侵害する事件について、当事者が主張する権利又は利益が侵害を受けた、又は侵害を受けるおそれがある事実を既に釈明済みの場合、相手方がその主張を否認した時は、裁判所は相手方にその否認をする事実及び証拠について具体的に答弁するよう命じなければならない。

前項の相手方に正当な理由がなく、期限を過ぎても答弁しない又は答弁が具体的ではない場合、裁判所は状況を参酌し、当事者が既に釈明した内容を真実であると認めることができる。

前項の状況につき、裁判所は当事者に弁論の機会を付与して始めて裁判の基礎とすることができる。

### 第 36 条

当事者又は第三者が、その所有する営業秘密について、釈明を経て次に掲げる

状況に該当する場合、裁判所は当該当事者又は第三者の申立てにより、相手方、当事者、代理人、補佐人又はその他の訴訟関係者に対し秘密保持命令を発令することができる。

1. 当事者の書状内容に、当事者又は第三者の営業秘密、又はすでに調査済み若しくは調査すべき証拠が記載されており、当事者又は第三者の営業秘密に及ぶ。
2. 前号の営業秘密が開示され、又は当該訴訟の進行以外の目的で使用を提供したことで、当該当事者又は第三者が当該営業秘密に基づいて行う事業活動を害するおそれを避けるため、その開示又は使用の制限が必要となる。

前項の規定は、相手方、当事者、代理人、補佐人又はその他の訴訟関係者が申立前に、既に書状閲覧又は証拠調査以外の方法により該営業秘密を取得又は所有している場合は、これを適用しない。

裁判所が秘密保持命令を発令する必要があると認め、当事者又は第三者に第1項規定に基づき、申立てを提出するよう明確に説明したにもかかわらず、依然として申立てない場合、裁判所は相手方又は当事者の請求により、並びに当事者又は第三者の意見を聴取後、第1項のまだ秘密保持命令を受けていない者に対し、秘密保持命令を発令する。

秘密保持命令を受けた者は、当該営業秘密について、当該訴訟以外の目的で使用してはならず、又は秘密保持命令を受けていない者へ開示してはならない。

### 第37条

秘密保持命令の申立ては、書面により次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 秘密保持命令を受けべき者。
2. 保護命令を受けべき営業秘密。
3. 前条第1項の各号に列記してある事由に一致する事実。

### 第38条

秘密保持命令を許可する裁定は、保護を受ける営業秘密、保護の理由、及びその禁止する内容について明記しなければならない。

秘密保持命令を許可する裁定は、第36条第1項、第3項に定める営業秘密を有する当事者又は第三者、請求人及び秘密保持命令を受ける者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受ける者に送達されてから効力を生じる。

秘密保持命令の申立又は請求を却下する裁定について、抗告することができる。

## 第 39 条

秘密保持命令の申立人又は請求人は、別途規定されている場合を除き、当該命令の取消しを申立又は請求することができる。

秘密保持命令を受ける者は、その命令の申立て又は請求が第 36 条第 1 項の要件欠如により、又は同条第 2 項の状況により、若しくはその原因がすでに消滅したことをもって、訴訟が係属する裁判所に秘密保持命令の取消しを申立てることができる。ただし、本件裁判の確定後は、秘密保持命令を発行した裁判所へ申立てなければならない。

秘密保持命令を受ける者がすでに第 36 条第 1 項第 1 号の営業秘密を知悉、取得又は所有している場合、申立人又は請求人の不適格を理由として、秘密保持命令の取消を申立ててはならない。当該命令の申立人又は請求人も同じとする。

裁判所は秘密保持命令を許可する裁定が不当であると認めた場合、前項の状況がある場合を除き、職権によりこれを取消しすることができる。

秘密保持命令取消しの申立又は請求についての裁定は、申立人及び相手方に送達しなければならない。

前項の裁定について、抗告することができる。

秘密保持命令が裁定を経て取消し確定となった時、その効力は失われる。

秘密保持命令取消しの裁定が確定した時、申立人、請求人及び相手方以外にも、当該営業秘密についてその他の秘密保持命令を受ける者がいる場合、裁判所は取消しの旨を通知しなければならない。

## 第 40 条

秘密保持命令が発せられことのある訴訟について、閲覧を制限又は禁止されておらず、秘密保持命令を受けていない者が、調書中の資料の閲覧、抄録、撮影又はその他の方法で調書中の資料の複製を請求した場合、裁判所書記官は、直ちに、第 36 条第 1 項に定める営業秘密を所有する当事者又は第三者に通知しなければならない。ただし、秘密保持命令の取消しが確定した場合は、この限りではない。

前項の状況について、裁判所書記官は、秘密保持命令を所有する当事者又は第三者が通知を受けた日から 14 日以内は、調書中の資料の閲覧、抄録、撮影又はその他の方法での複製の交付をしてはならない。営業秘密を所有する当事者又は第三者が、通知を受けた日から 14 日以内に、前項本文の請求人に対して秘密保持命令を発する旨の申立てをするとき、又はその請求を許可しないか制限するとき、裁判所書記官は、裁定が確定するまで、交付してはならない。

営業秘密を所有する当事者又は第三者が、第 1 項の請求に同意する時、前項

の規定は、これに適用されない。

#### **第 41 条**

当事者が知的財産権に取消し、廃止すべき理由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならず、民事訴訟法、行政訴訟法、植物品種及び種苗法、又はその他の法律の訴訟手続停止に関する規定を適用しない。

前項の状況について裁判所が取消し、廃止すべき理由があると認めた場合、知的財産権者は、当該民事訴訟において、相手方に対し権利を主張することができない。

#### **第 42 条**

前条第 1 項の状況について、裁判所は知的財産主務官庁へ通知しなければならない。訴訟手続が終結したときもこれに同じとする。

知的財産主務官庁は前項の通知を受けた場合、当該知的財産権の出願の取消し、又は廃止の受理の有無を裁判所に通知しなければならない。知的財産主務官庁がすでに行政処分を作成した、又は出願人により取消された場合も同じとする。

裁判所は前項の通知を受けた後、当事者からの申立てに基づき知的財産主務官庁から当該出願の書類の複製又は電子ファイルを取得することができる。

知的財産主務官庁は第 1 項の通知を受けたとき、知的財産権を取消し又は廃止する判断に必要な書類の複製又は電子ファイルを提供するよう書簡で要請することができる。

#### **第 43 条**

第 41 条第 1 項の規定により、当事者が専利権に取り消すべき理由があると主張又は抗弁し、専利権者がすでに専利主務官庁に専利権範囲の訂正を請求済みの場合、裁判所に対し訂正後の専利権の範囲に基づく請求又は主張である旨明らかにしなければならない。

前項の状況について、専利権者の責めに帰すことのできない事由により、専利主務官庁へ訂正請求できなくなり、訂正が許可されないと明らかに公正を失する場合、直接裁判所へ訂正したい専利権の範囲を説明しこれを請求又は主張することができる。

前 2 項の状況について、専利権者は訂正する専利権の範囲が依拠する事実及び理由を書面に明記して相手方当事者に通知しなければならない。

第 1 項、第 2 項の状況について、裁判所は訂正する専利権の範囲の合法性に

ついて自ら判断することができ、また、裁判前にその法律上の見解の表明、及び適度な心証を開示することができる。

第 2 項に規定されている場合を除き、専利権者がまだ専利主務官庁へ訂正請求の変更又は取り下げをしていない場合、訂正後の専利権の範囲に基づき請求又は主張してはならない。

裁判所は第 4 項の訂正する専利権の範囲の合法性を判断する際に、訂正後の専利権の範囲に基づき本件を審理しなければならない。

#### **第 44 条**

裁判所は、当事者による第 41 条第 1 項に基づく主張若しくは抗弁の理由の有無、又は前条第 4 項の訂正する専利権の範囲の合法性を判断する際に、必要に応じて、関連する法令又はその他必要事項について、知的財産主務官庁の意見を聴取することができる。

知的財産主務官庁は、前項事項の聴取又は意見陳述の必要があると認め、裁判所により適切であると認められた場合、書面により又は指定の専門家が裁判所に意見陳述することができる。

知的財産主務官庁が前項規定により陳述した意見について、裁判所は当事者に弁論の機会を付与して始めて裁判の基礎として採用することができる。

#### **第 45 条**

知的財産権益の専用実施権者は、権利者、営業秘密の所有者又は専用実施権者のいずれかが、当該専用実施権の権益について、第三者と民事訴訟が発生した場合、口頭弁論終結前の適切な時期に、訴訟事件及び進捗程度について相手方に告知しなければならない。訴訟告知を受けた者は、更に訴訟告知をすることができる。

訴訟の告知は、書面で理由及び訴訟の進捗程度を明記して裁判所に提出しなければならない。裁判所から前項相手方及び他方相手方に送達される。

告知を受けた者が参加しない、又は参加が遅延した場合、参加できる時にすでに訴訟参加したものと見なす。

#### **第 46 条**

証拠保全の申立てについては、告訴前においては係属すべき裁判所に対してこれを行い、告訴後は、すでに係属している裁判所にこれを行う。

裁判所が証拠保全を実施するとき、鑑定、検証、書証保全又は証人尋問、専門家証人、当事者本人とすることができる。

裁判所が証拠保全を実施するとき、技術審査官に現場での職務執行を命じる



ことができる。

相手方が正当な理由なしに証拠保全の実施を拒絶した場合、裁判所は必要に応じて強制力でこれを排除することができ、警察機関に協力を要請することもできる。

裁判所が証拠保全において、相手方又は第三者の営業秘密を妨害するおそれがある場合、申立人、相手方又は第三者からの請求により、保全実施時の現場にいる者を制限又は禁止することができ、所得保全の証拠資料について、別途保管、及び閲覧、抄録、撮影又はその他の方法での複製を許可しない又は制限を命じることができる。

前項の営業秘密を害するおそれがある状況については、第 36 条～第 40 条の規定を準用する。

裁判所は必要に応じて、被尋問人の住居所又は証拠物の所在地の地方裁判所に保全実施を囑託することができる。受託裁判所が保全実施をする際には、第 2 項から前項までの規定を適用する。

#### **第 47 条**

知的財産民事事件の第 1 審裁判に対し、控訴又は抗告を提起する場合、別途規定がある場合を除き、知的財産裁判所の専属管轄とする。

#### **第 48 条**

知的財産民事事件の第 2 審裁判について、別途規定がある場合を除き、第 3 審裁判所へ上告又は抗告することができる。

前項の状況について、第 3 審裁判所は専門法廷又は専門部署を設立して処理しなければならない。

#### **第 49 条**

以下の各号の処分が確定したとき、当事者は民事訴訟法第 496 条第 1 項第 11 号規定により、専利権、商標権、品種権の権利侵害事件の確定終局判決に対し再審の訴えを提起してはならない。

1. 専利権の無効審判、商標権の無効審判（評定）又は取消審判（廃止）、品種権の取消し又は廃止が成立した処分。
2. 特許権存続期間延長の無効審判請求の成立の審決（無効審決）。
3. 専利明細書、専利請求の範囲又は図面の訂正を許可する審決。

前項の状況について、仮差押え、仮処分、又は仮の地位を定める処分の事件の相手方は、申立人に対し仮差押え、仮処分、又は仮の地位を定める処分により被った損害のために賠償を請求してはならない。

## 第 50 条

知的財産民事事件における支払い命令の申立と処理については、民事訴訟法第六篇の規定に従う。

債務者が支払い命令に対し合法的に異議を申し立てた場合、支払い命令を発行した裁判所は、調書及び証拠を知的財産裁判所で処理するため移送しなければならない。

## 第 51 条

仮差押え、仮処分、又は仮の地位を定める処分の申立は、提訴前においては、係属する裁判所に対しこれを行わなければならない。提訴後においては、すでに係属している裁判所に対しこれを行わなければならない。

## 第 52 条

仮の地位を定める処分を申立てる場合、申立人は争いのある法律関係について、重大な損害の発生防止、又は急迫な危険の回避、又はその他の類似する状況があり、必要な事実がある場合、これを釈明しなければならない。その釈明が不足している場合、裁判所は申立てを棄却しなければならない。

申立ての原因について釈明をされた場合でも、裁判所は依然として申立人に担保供出後に仮の地位を定める処分を命じることができる。

裁判所は仮の地位を定める処分をする前に、当事者に意見陳述の機会を付与しなければならない。ただし、申立人の主張に処分前に相手方に陳述を通知できない特殊な事情があり、確実な証拠を提出し、裁判所で適切であると認められた、又は裁判所が申立人の申立てに明らかに理由がないと認めた場合は、この限りではない。

仮の地位を定める処分が送達した日から 14 日間の不変期間内に、申立人が裁判所に対し提訴していない証明がある場合、裁判所は申立てにより又は職権によりこれを取消することができる。

前項の取消処分の裁定は、公告時に発効する。

仮の地位を定める処分の裁定について、始めから不適切、第 4 項の事情、申立人による申立、或いは申立人が本件判決で敗訴確定となったことで取消された場合、申立人は相手方が処分により被った損害を賠償しなければならない。

## 第 53 条

判決は、正本を当事者に送達しなければならない。正本が電子書類の場合、送達人の同意を受けなければならない。ただし、在監者に対しては、正本は電子書

類であってはならない。

前項の規定は、裁定においてもこれを準用する。

### 第3章 知的財産刑事事件手続

#### 第54条

知的財産及び商業裁判所組織法第3条第2号本文、第4号で定める刑事事件は、地方裁判所の管轄とする。

営業秘密刑事事件の第1審の管轄は、次に掲げる各号の規定によりこれを定め、前項の規定を適用しない。

1. 営業秘密法第13条の1、第13条の2、第13条の3第3項及び第13条の4の罪を犯した案件は、第1審知的財産法廷の管轄としなければならない。
2. 国家安全法第8条第1項～第3項の罪を犯した案件は、第2審知的財産法廷の管轄としなければならない。

前項第1号の案件と裁判上一罪、又は刑事訴訟法第7条第1号で定める牽連関係のある第1審管轄権が地方裁判所に属するその他の刑事事件で、検察官により起訴又は合併起訴された場合、第1審知的財産法廷の管轄としなければならない。

第2項第1号の事件の捜査中における強制処分の申立ては、犯罪地又は被告の住所、居所又は所在地の地方裁判所に対しこれを行わなければならない。

#### 第55条

調書及び証拠物の内容が営業秘密に係る場合、裁判所は当事者又は利害関係者の申立により非公開審理とすることができる。

調書及び証拠物の内容が営業秘密に係る場合、裁判所は当事者又は利害関係者の申立、又は職権により調書及び証拠物の閲覧、抄録、撮影又はその他の方法での複製を制限することができる。

裁判所が実施する前2項の非公開審理、及び調書、証拠物の閲覧、抄録、撮影又はその他の方法での複製の範囲及び方法等の事項については、司法院が行政院とこれを定める。

#### 第56条

営業秘密刑事事件及びその附帯民事訴訟の調書及び証拠物の内容が、当事者又は利害関係者の営業秘密に係り、犯罪事実又は損害賠償事実の証明又は釈明方法である場合、特別な事情がある場合を除き、当事者又は利害関係者は第1審の判決日前において、裁判所にそれを識別化する別称又はコードネームを定め

るよう申立てることができる。

前項の申立ては、書面にて次に掲げる事項を明確に記載しなければならない。

1. 識別化すべき営業秘密。
2. 別称又はコードネームの用語。
3. 第1号の訴訟手続で開示される営業秘密が、当事者又は利害関係者の当該営業秘密に基づく事業活動を害するおそれがあること。

裁判所は、第1項の裁定の前に、訴訟関係者に意見陳述の機会を付与しなければならない。

裁判所は、第1項の申立てについて、法的手続に合致しない、又は法律上許可すべきではない、又は理由なしと認められる場合、裁定によりこれを棄却しなければならない。ただし、その法的に合致しない手続が補正できる場合、期間を定めて補正を命じなければならない。

裁判所が第1項の申立てに理由ありと認める場合、特別な事情がある場合を除き、第1回の判決日前にこれを許可する裁定をしなければならない。

前2項の裁定については、抗告してはならない。

## 第57条

第54条第2項第1号に関する案件の簡易手続による第1審知的財産法廷が為した裁判を不服として、控訴又は抗告を提起する場合、知的財産法廷の合議廷に対しこれを行わなければならない。

前項の状況は、刑事訴訟法第455条の1第2項、第3項及び第四篇の規定を準用する。

## 第58条

地方裁判所の第54条第1項に関する案件、又は第1審知的財産法廷が受理した案件であって、通常の手続き、簡式審判又は協議手続による第1審裁判を不服とし、控訴又は抗告を提起する場合、第2審知的財産法廷に対してこれを行わなければならない。地方裁判所の第54条第1項及び第2項第1号に関する案件の捜査中になされた強制処分 of 裁定を不服とし、抗告を提起する場合にも同じとする。

第54条第1項事件と刑事訴訟法第7条第1号が定める牽連関係のあるその他の刑事事件で、地方裁判所による合併審理を経て、合併控訴又は抗告をする場合、前項の規定を適用する。ただし、その刑事事件が、比較的重い罪で、事情が確実に煩雑である場合、第2審知的財産法廷は合併して当該高等裁判所での審理へと移送することができる。

前項の但書の裁定について、抗告することができる。

## 第 59 条

前条第 2 項ただし書の状況で、移送された裁判所が管轄権に争いがあると認める場合、当事者がすでに前条第 3 項の規定により抗告を提起し、最高裁判所により理由が無いと認められた場合を除き、裁定により訴訟手続を停止し、最高裁判所へ管轄裁判所を指定するよう請求しなければならない。

前項の状況につき、最高裁判所が移送された裁判所に管轄権があると認めた場合、裁定によりこれを棄却しなければならない。移送された裁判所に管轄権がないと認めた場合、裁定により当該事件の管轄裁判所を指定する裁定をしなければならない。

前項の状況につき、指定を受けた裁判所は、指定裁定の拘束を受けるものとする。

移送された裁判所、又は指定された裁判所が為した本件裁判の上告について、最高裁判所は管轄権が無いことを理由にこれを取消ししてはならない。

## 第 60 条

前条第 1 項の訴訟手続停止の裁定について、移送された裁判所は、申立て又は職権によりこれを取消することができる。

移送された裁判所は前項の裁定の後、速やかに最高裁判所へ通知しなければならない。

移送された裁判所が為した第 1 項の裁定が確定した時、その指定する請求は取り下げられたものと見なす。

## 第 61 条

訴訟移送の前、又は第 59 条第 2 項の裁定の前に急迫の事情がある場合、事実審裁判所は、申立て、又は職権により必要な処分を下さなければならない。

訴訟移送の裁定が確定したとき、当該訴訟は最初から移送された裁判所に係属すると見なされる。

前項の状況につき、裁判所書記官は速やかに裁定の正本に調書を付けて移送された裁判所へ送らなければならない。

## 第 62 条

第 2 審知的財産法廷が為した裁判を不服とし、上告又は抗告を提起する場合、別途規定がある場合を除き、刑事訴訟法の規定に基づき、最高裁判所へこれを行わなければならない。

前項の状況につき、最高裁判所は第 3 審手続を適用し、専門法廷又は専門課

を設けて処理しなければならない。

## 第 63 条

第 54 条第 1 項及び第 2 項案件の附帯民事訴訟の審理について、その刑事訴訟が、刑事訴訟法 161 条第 2 項により告訴棄却の裁定となった場合、裁定により原告の訴えを棄却し、刑事訴訟法第 503 条第 1 項～第 3 項の規定を準用しなければならない。

第 54 条第 1 項及び第 2 項案件の附帯民事訴訟の審理について、最高裁判所が刑事訴訟法第 508 条～第 511 条の規定により審理した場合を除き、自判とすべきで、刑事訴訟法第 504 条第 1 項、第 511 条第 1 項本文の規定は適用しない。ただし、刑事訴訟法第 489 条第 2 項の規定により管轄ミスを諭し移送した場合は、これに限らない。

事実審裁判所が第 1 項、前項本文、刑事訴訟法第 502 条第 1 項、第 503 条第 1 項本文、第 4 項の規定に違反し、附帯民事訴訟の裁定が裁判所の民事法廷に移送された場合、裁定送達後 10 日以内に職権によりこれを取消さなければならず、期限を過ぎても取消ししなかった場合、別途規定がある場合を除き、当該移送裁定は取消しされたものと見なす。

前項の職権により、又は取消しと見なされた裁定は、移送された裁判所の民事法廷に通知しなければならない。

第 3 項の状況について、移送された裁判所の民事法廷ですでに終結した場合、前 2 項の規定は適用しない。

第 3 項の移送された裁定が、職権により取消された場合、不服を申し立ててはならない。

## 第 64 条

地方裁判所による第 54 条第 1 項に関する案件、又は第 1 審知的財産法廷が受理した案件であって、通常の手続、簡式審判又は協議手続の附帯民事訴訟による裁判を不服とし、控訴又は抗告を提起する場合、第 2 審知的財産法廷に対しこれを行わなければならない。

第 1 審知的財産法廷による第 54 条第 2 項第 1 号事件に関する簡易手続による附帯民事訴訟の裁判を不服とし、控訴又は抗告を提起する場合、当該知的財産法廷の合議体に対しこれを行わなければならない。

第 2 審知的財産法廷が受理した案件で、通常の手続き、簡式審判又は協議手続の附帯民事訴訟により裁判し、上告又は抗告を提起する場合、刑事訴訟法の規定に基づき、最高裁判所にこれを行わなければならない。

第 48 条第 2 項の規定は、前項の状況においてこれを準用する。

## 第 65 条

第 54 条第 1 項及び第 2 項案件の附帯民事訴訟は、刑事訴訟と同時に裁判しなければならない。ただし、必要に応じて刑事訴訟の裁判後 60 日以内にこれを裁判することができる。

簡易手続の附帯民事訴訟第 2 審裁判について、第 3 審裁判所へ上告又は抗告する場合、民事訴訟法第 436 条の 2～第 436 条の 5 の規定を準用する。

## 第 66 条

第 29 条第 1 項、第 36 条～第 40 条、第 41 条第 1 項及び第 53 条の規定は、第 54 条第 1 項及び第 2 項の案件又はその附帯民事訴訟の審理においてこれを準用する。

第 49 条規定は、商標法違反案件により提起された附帯民事訴訟の審理において、これを準用する。

第 54 条第 1 項及び第 2 項案件は、刑事訴訟法の被害者訴訟参与に関する規定を準用する。

## 第 4 章 知的財産行政事件手続

## 第 67 条

行政訴訟法第二篇第 2 章の簡易訴訟手続の規定は、知的財産行政事件手続においてこれを適用しない。

## 第 68 条

知的財産及び商業裁判所組織法第 3 条第 3 号、第 4 号に定める行政事件は、知的財産裁判所の管轄とする。

その他の行政事件で、前項各号の事件と合併起訴又は訴えの追加がなされたとき、知的財産裁判所に対しこれを行わなければならない。

知的財産裁判所が行う第 1 項の強制執行業務は、執行所を設置、地方裁判所の民事執行所に嘱託、又は行政機関による代理執行とすることができる。

債務者が、前項の嘱託による執行の執行名義に異議がある場合、知的財産法廷がこれを裁定する。

## 第 69 条

知的財産裁判所の裁判について、法律で別途規定がある場合を除き、最高行政裁判所へ上告又は抗告することができる。

## 第 70 条

商標登録の取消、廃止、又は専利権取消の行政訴訟において、当事者が口頭弁論終結前に、同一の取消又は廃止理由で提出した新証拠について、知的財産裁判所は依然としてこれを参酌しなければならない。

知的財産主務官庁は、前項の新証拠について答弁書を提出し、相手方の当該証拠に関する主張への理由の有無を表明しなければならない。

## 第 71 条

第 29 条～第 40 条、第 46 条、第 51 条及び第 52 条の規定は、知的財産に関する行政事件において、これを準用する。

知的財産民事事件又は刑事事件を扱う裁判官は、当該事件又は案件に関する知的財産行政事件の審理に参加することができ、行政訴訟法第 19 条第 3 号の規定は適用しない。

## 第 5 章 罰則

### 第 72 条

本法の秘密保持命令に違反した者は、3 年以下の有期懲役、拘留又は 100 万台湾元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の罪を犯し、その保護命令を受けた営業秘密が、国家安全法第 3 条が指定する国家コア技術の営業秘密に属する場合、5 年以下の有期懲役、拘留又は、300 万台湾元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

外国、中国、香港又はマカオにおいて前 2 項の罪を犯した場合、犯罪地の法律に処罰規定があるか否かを問わず、前 2 項の規定を適用する。

### 第 73 条

法人の責任者、非法人団体の管理者又は代表者及び法人、非法人団体又は自然人の代理人、被雇用者又はその他従業員が、業務執行により前条の罪を犯した場合、その行為者を罰するだけでなく、当該法人、非法人団体又は自然人に対しても前条第 1 項、第 2 項の罰金を科す。ただし、法人の責任者、非法人団体の管理者又は代表者及び事前人が犯罪発生に対し、すでに行為防止に尽力していたのであれば、この限りではない。

### 第 74 条

査証人は裁判所での審理の際に、案件の事情に重要な関係のある事項につい



て、虚偽の査証又は陳述をした場合、7年以下の有期懲役に処する。

前項の罪を犯し、虚偽の査証又は陳述をした案件において、裁判確定前に自白した場合、その刑を軽減又は免除する。

査証人が査証の目的に違反し、査証により知悉した営業秘密を複製、使用又は漏洩した場合、3年以下の有期懲役、拘留又は100万台湾元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の罪を犯し、それが複製、使用又は漏洩した営業秘密が、国家安全法第3条で指定する国家コア技術の営業秘密に属する場合、5年以下の有期懲役、拘留又は300万台湾元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

外国、中国、香港又はマカオにおいて第3項、第4項の罪を犯した場合、犯罪地の法律の処罰規定の有無を問わず、第3項、第4項の規定を適用する。

## 第6章 附則

### 第75条

本法の2023年1月12日付の改正条文施行の前に、すでに裁判所の知的財産民事事件に係属している場合、本法の改正施行前の規定を適用する。ただし、当事者の合意により改正施行後の第18条～第40条、第42条、第44条、第45条及び第53条の規定を適用する場合は、この限りではない。

本法の2023年1月12日付の改正条文施行の前に、すでに裁判所の知的財産刑事事件に係属している案件、及びその附帯民事訴訟については、本法改正施行前の規定を適用する。

本法の2023年1月12日付の改正条文施行の前に、すでに裁判所の知的財産行政事件に係属している場合、本法改正施行前の規定を適用する。

### 第76条

本法の審理細則については、司法院がこれを定める。

### 第77条

本法の施行日については、司法院がこれを定める。